

ボランティア車両証明書(証明書)の利用方法(全体の流れ)

①高速道路会社等HPから往復分の証明書を取得



② 証明書に必要事項を記入



③高速道路を利用(往路)、被災地の指定ICにて
本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員に提出
(走行経路途中の本線料金所では、本人確認書類及び証明書を
係員に提示のうえ、証明書に確認印の押印を受ける)



④ボランティア活動実施



⑤ボランティア活動終了時、災害ボランティアセンター等で
証明書に「活動確認」の押印を受ける



⑥高速道路を利用(復路)、到着地(最終出口)のICにて
本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員に提出
(走行経路途中の本線料金所では、本人確認書類及び証明書を
係員に提示のうえ、証明書に確認印の押印を受ける)

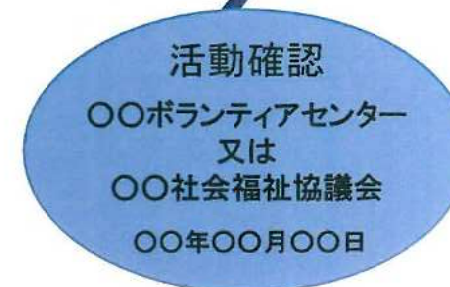
※往路のみの利用やボランティア以外の利用の場合、通行料金をいただきます。

ボランティア車両証明書
(往路用)



料金所通過確認印

ボランティア車両証明書
(復路用)



ボランティア活動確認印